

事務局第 2026-19 号
(第 3 版) 2026 年 7 月 30 日
学校法人広島信望愛学園
理 事 長 白 浜 満
(担当) 事務局長 竹内 秀晃
※下線部…第 2 版からの改定箇所

「災害救助法が適用された災害」に係る被災園児等の入園料等園児納付金の免除について（被災者向け）

1. 趣旨

地方自治体が災害救助法適用した災害（以下、「災害救助法適用災害」という。）に被災したことにより，広島県内に避難し当学園設置の幼稚園へ入園（転入園等）することとなった園児の就園確保を図るため，入園料等園児納付金の減免措置を行います。

2. 減免措置の内容

区 分	内 容
対 象 者	災害救助法適用災害に被災し広島県へ避難したことにより，当学園設置の幼稚園へ入園（転入園等）することとなった園児
災害地域	災害救助法が適用された地域
対象科目	保育料等園児納付金及びその他諸経費
対象期間	災害救助法が適用された日～災害救助法が適用された日が属する年度末（災害規模等により延長することがある）
減免内容	①入園料の無償化対象外金額部分を免除 ②保育料，教育充実費，冷暖房料等園児納付金の無償化対象外部分を免除相当 ③補助活動に係る諸経費（預かり保育や食材料費の無償化対象外金額部分も含む）の全額を免除相当 ④ <u>その他園長が認めた経費</u>
必要書類	対象保護者に提出していただく書類 ①入園申込に係る幼稚園指定の書類（転入園の場合のみ） ②災害救助法適用災害に被災した証明書類 a) 罹災証明書 b) 災害により事業を廃止（休止）した者…県税事務所等へ届け出た廃業届（休業届）等

3. 事務手続き

詳しい事務手続きは、各幼稚園にお問い合わせ下さい。

聖母幼稚園（広島市中区）	082(221)3207
広島マリア幼稚園（広島市南区）	082(253)0337
広島暁の星幼稚園（広島市西区）	082(231)4582
（幼稚園型認定こども園）尾道清心幼稚園（尾道市）	0848(23)5395
聖園幼稚園（福山市）	084(923)0475
三次清心幼稚園（三次市）	0824(62)3505
廿日市聖母マリア幼稚園（廿日市市）	0829(32)3400

（本部事務局事務所）〒730-0016

広島市中区幟町 4-42 愛宮ラサール記念館 3F

学校法人広島信望愛学園 事務局

TEL 082(502)7350

FAX 082(502)7351

URL <https://www.hiroshima-shinbouai.ed.jp>

e-mail jimukyoku@hiroshima-shinbouai.ed.jp